

○かずさ水道広域連合企業団情報公開条例施行規程

平成31年4月1日

管理規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書等)

第2条 条例第7条第1項に規定する書面は、公文書開示請求書（別記第1号様式）とする。

2 条例第7条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法等とする。

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複製したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を郵送により実施するときを除く。）

(2) 開示の実施の方法

2 条例第11条第1項に規定する書面は、公文書の全部を開示する場合にあつては公文書開示決定通知書（別記第2号様式）、公文書の一部を開示する場合にあつては公文書部分開示決定通知書（別記第3号様式）とする。

3 条例第11条第2項に規定する書面は、公文書不開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

(開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第13条第2項に規定する書面は、公文書開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）とする。

(開示決定等の期限の特例適用通知書)

第5条 条例第14条に規定する書面は、公文書開示決定等の期限の特例適用通知書（別記第6号様式）とする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第15条第1項に規定する書面は、公文書開示請求に係る事案移送通知書（別記第

7号様式)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知)

第7条 条例第16条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該広域連合企業団以外のものに関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第16条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第16条第2項の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第16条第2項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書(別記第8号様式)とする。

4 条例第16条第3項に規定する書面は、公文書の開示に係る通知書(別記第9号様式)とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第8条 条例第17条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、実施機関は、当該電磁的記録の保

存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(公文書の開示)

第9条 公文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 広域連合企業長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、公文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

3 公文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第10条 条例第21条第2項の規定による通知は、諮問通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条第1項）

公文書開示請求書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者氏名）

担当者名

（法人その他の団体の場合に記載してください。）

かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求する公文書の 件名又は内容	(知りたいと思う事項の具体的な内容を記載してください。)
求める開示の方法等 (該当する□にレ印を 付けてください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送を希望する)

(職員記入欄) この欄には記載しないでください。

担当課	電話番号 ( ) —
備考	

第2号様式（第3条第2項）

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

公文書の件名			
開示を実施する日時及び 場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場所		
開示の実施の方法			
担当課	電話番号（ ） —		
備考			

注

- 1 指定された開示の日時に来団することができないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

第3号様式（第3条第2項）

公文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

公文書の件名			
開示しない部分及び開示しない理由			
開示しない部分について、その理由が消滅する期日	年 月 日		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示の実施の方法			
担当課	電話番号（ ） —		
備考			

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日

から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注

- 1 指定された開示の日時に来団することができないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 「開示しない部分について、その理由が消滅する期日」は、開示請求のあった公文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で公文書の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

第4号様式（第3条第3項）

公文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の 件名又は内容	
開示しない理由	
開示しない理由が消滅す る期日	年 月 日
担当課	電話番号（ ） —
備考	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することがで

きます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 「開示しない理由が消滅する期日」は、開示請求のあった行政文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で公文書の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

第5号様式（第4条）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の 件名又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間を延長する理由	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

第6号様式（第5条）

公文書開示決定等の期限の特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、次のとおりかずさ水道広域連合企業団情報公開  
条例第14条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る公文書の 件名又は内容	
開示請求に係る公文書の うちの相当の部分につい て開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る公文書の うち上記期間内に開示決 定等をする相当の部分	
残りの公文書について開 示決定等をする期限	年 月 日
本条を適用する理由	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

第7号様式（第6条）

公文書開示請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送した事案に係る公文書の件名又は内容	
移送をした実施機関及び担当課	電話番号（ ） ー
移送を受けた実施機関及び担当課	電話番号（ ） ー
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

注 本件開示請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第8号様式（第7条第3項）

意見書提出に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項の規定により、 に関する情報  
が記録されている公文書について開示請求がありました。この公文書を開示することについて、同  
条例第16条第2項の規定により意見書を提出することができますので、次のとおり通知します。

については、意見書を提出される場合には、別紙「公文書の開示に係る意見書」により 年 月  
日までに提出してください。

開示請求に係る公文書の 件名	
開示請求に係る公文書に 記録されている に関する情報の 内容	
移送をした日	年 月 日
条例第16条第2項の規 定の適用の区分及び当該 規定を適用する理由	
意見書の提出先	電話番号（ ） —
備考	

別紙

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者氏名〕

担当者名

〔法人その他の団体の場合に記載してください。〕

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次のとおり提出します。

開示決定に対する反対意見の有無	有	無
意見	開示決定に反対する理由等（開示されると支障を生ずる部分及びその理由）	

第9号様式（第7条第4項）

公文書の開示に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの に関する情報が記録されている公文書の開示請求  
について、次のとおり公文書を開示することを決定したので、かずさ水道広域連合企業団情報公開条  
例 第16条第3項 の規定により通知します。  
第22条において準用する同条例第16条第3項

公文書の件名	
開示される に関する情報の内容	
開示決定に係る年月日等	年 月 日付け 第 号
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課	電話番号（ ） —
備考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第10条)

諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおりかずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る開示決定等	年月日等 公文書の件名又は内容	年 月 日付け 第 号
審査請求の内容(諮問に係る部分)		
審査請求があった日		年 月 日
諮問した日		年 月 日
担当課		電話番号( ) —
備考		